

6 産業医科大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(目的)

第1条 産業医科大学学則（昭和52年12月21日。以下「大学学則」という。）第34条第2項及び産業医科大学大学院学則（昭和59年3月19日。以下「大学院学則」という。）第33条第2項の規定に基づき授業料の免除及び徴収猶予に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 授業料の免除及び徴収猶予は、産業医科大学医学部（以下「医学部」という。）、産業医科大学産業保健学部（以下「産業保健学部」という。）及び産業医科大学大学院（以下「大学院」という。）の学生を対象とする。

(選考及び許可)

第3条 授業料の免除及び徴収猶予は、学期ごとに、学生の申請に基づき選考し、許可するものとする。

2 授業料の免除又は徴収猶予を受ける者の選考は、医学部、産業保健学部及び大学院のそれぞれの選考委員会の意見を聴いたうえで、学長が理事長と協議して許可する。

3 選考委員会は、医学部及び産業保健学部にあってはそれぞれの学生委員会をもって充て、大学院にあっては医学専攻委員会、産業衛生学専攻委員会及び看護学専攻委員会から選出された委員をもって組織する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第4条 授業料は、次の各号のいずれかに該当する場合に免除又は徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が出願期前6月以内に次のいずれかに該当する場合であって、授業料の納入が著しく困難と認められる者

ア 学資負担者が死亡した場合

イ 学資負担者が天災地変又はその責に帰さない事由により不慮の災害等を受け、財産等に損害を受けた場合

2 授業料の徴収猶予期間は、各人の事情を考慮のうえ決定する。ただし、学期を超えることはできない。

(免除及び徴収猶予の申請)

第5条 授業料の免除を受けようとする者は、授業料免除申請書に次の表の各区分ごとに掲げる提出書類を添え、所定の提出期日までに学生課を経由して学長に申請しなければならない。

区分		提出書類	提出期日
免除を受けようとする者	第4条第1項第1号に該当する場合	1 家庭調書 2 市区町村長の発行する納税証明書その他の納税状況を知るに足る証明書 3 経済的理由により授業料の納入が困難であると認定できる本人又は学資負担者の居住地の市区町村長の証明書 4 その他選考委員会が必要と認める書類	選考委員会が定める期日
	第4条第1項第2号に該当する場合	1 家庭調書 2 学資負担者が死亡した場合は、その死亡を確認することができる書類 3 学資負担者が天災地変等を受けた場合は、被災証明書その他被災の程度を知ることができる書類 4 その他選考委員会が必要と認める書類	

2 授業料の徴収猶予を受けようとする者は、授業料徴収猶予申請書を所定の提出期日までに学生課を経由して学長に申請しなければならない。

(免除又は徴収猶予の取消)

第6条 授業料免除又は徴収猶予を許可された者で、許可決定後、申請にかかる事項について虚偽の事実が判明したときは、選考委員会の意見を聴いたうえで、学長は許可の取消しをすることができる。

(取り消された者の取扱)

第7条 前条の規定に基づき授業料の免除又は徴収猶予を取り消された者は、所定の授業料の全額を直ちに納入しなければならない。

(免除の額)

第8条 授業料免除の額は、各学期分について、次のとおりとする。

(1) 医学部及び産業保健学部にあっては、大学学則に定める授業料から公益財団法人産業医学振興財団が修学資金として貸与すべき額に相当する額（以下「修学資金貸与相当額」という。）を差し引いた金額の全額又は半額

(2) 大学院にあっては、大学院学則に定める授業料の全額又は半額

2 授業料免除の総額は、理事長が決定する額の範囲内とする。

(附則については省略)